

坂田社労士事務所便り

社員の副業は違法？

長引く不況や賃金の低下、ボーナスカット等の影響により、アルバイトやサイドワークをしてでも収入を得たい、と考えている社員は少なくないかもしれません。しかし、多くの会社では就業規則に「副業禁止」の一文を設けています。また、副業を認めている会社でも許可や届出が必要としている場合が多いようです。

◆就業規則の規定

労働関連の法律には、企業で働く社員の副業に関する規定は特にありません。しかし、各企業は労働基準法に従って就業規則を作成しており、全体の7～8割がこの就業規則に「副業禁止」の項目を盛り込んでいます。

就業規則には、労働基準法で定められた基準を上回る必要がある規定と、特に法律で定められていない会社独自のルールとして記載されている規定とがあります。

この「副業禁止」の規定は、就業規則に記載されていたとしても、法律で定められたものではなく、あくまで会社と社員が交わすルールでしかありません。

◆判例による見解

法律に違反していなくても、就業規則で禁止されている以上、就業時間中にそれを破ると懲戒処分の対象になる恐れがあります。ただ、就業時間外は労働者の自由な時間であるため、「労働契約上の権限が及ばない範囲の二重就労であれば副業も可能であると解釈することもできる」とする見解もあります。また、近年の判例でも、「本業に支障が出ない範囲ならば懲戒の対象ではない」との判断がなされています。

◆副業をする際のポイント

法的根拠があるわけではないのに、多くの会社で副業を禁止しているのは、「社員が副業をすることによって、会社が不利益を被ることを防止するため」という理由が一番のようです。



例えば、次に挙げるような場合は「不正競争防止法」に抵触するおそれがあります。

- ・副業での長時間労働による疲労がもとで本業でミスを連発したり、遅刻や欠勤が多くなったりする場合
- ・副業の内容によって本業の会社の信頼や名誉を傷つける恐れがある場合
- ・競合他社で働く、本業の専門知識や営業ノウハウを活かす、本業の会社の肩書きや名刺を使う等する場合

これらの場合には、本業側の会社から差止め請求や損害賠償請求の対象となる可能性もありますので、実際に副業をする場合には、それなりの責任が伴うことを社員が留意しておく必要があります。

カンタン個人情報保護対策

4月1日より、個人情報保護法が完全施行されました。

そこで、今すぐにでも実行出来る簡易個人情報保護対策をご紹介します。

実は、個人情報漏洩の原因の大半が、ケアレス・ミスです。特に、車上荒らし、事務所荒らし、置き忘れ、FAX誤送信といった事例が目立っています。以下に、これらの対策を述べておきましょう。

◆車上荒らし対策

わずかの時間であっても、鞆やパソコンを置いたまま、決して車を離れないことです。「わずかの時間だから」、「外から見えないから大丈夫」といった油断は禁物です。

◆事務所荒らし対策

機械警備をしていますが、安心しないことです。

終業時に事務所の施錠を徹底することは当然ですが、重要書類・帳票・フロッピー等は、鍵のかかるキャビネットや机などに必ず収納してください。万一盗難された場合の被害を最小限に食い止めるために、パソコンには起動時パスワードを設定します。フロッピーをパソコンに挿入したままにしておくことは、今後やめてください。フロッピーが不要になった場合は、初期化するか、破砕して廃棄するかにしてください。保存期間の過ぎた帳票は、シュレッダーにかけて廃棄してください。

◆置き忘れ対策

鞆やパソコンを手元から離さないことはもちろん、顧客情報などの事務所外への持ち出しを、業務上必要最小限にしておくことです。特に、大容量の情報を持ち出すことができるリムーバル・ディスクの使用は禁止すべきでしょう。

◆FAX誤送信対策

よく使う宛先は短縮ダイヤル登録をすることです。また、送信ボタンを押す前に、宛先番号を慎重に再確認しましょう。

～坂田からひとこと～

社員向けの個人情報保護法の内容説明と、対策方法について話し合う、勉強会のようなことをされてはいかがでしょうか？きっと社員の方の中には、『私には関係ない』と、思っている方もいらっしゃると思います。

社員の意識を変えて認識させていくことは、企業にとって責任でもあり、トラブルを避けることにも繋がると思います。

6月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出 (前月以降に採用した労働者がいる場合) [公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出 (前月以降に一括有期事業を開始している場合) [労働基準監督署]

30日

○個人の都道府県民税・市町村民税の納付 (第1期分) [郵便局または銀行]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

